

## 仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課  
(担当 早川、玉垣、樺村 電話 222-3953)

|      |   |
|------|---|
| 件名   | 庁舎清掃等業務委託（し尿前処理施設）  |
| 契約期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日  |
| 契約条件 | <p>1 実施場所・名称<br/>京都市南区西九条森本町83番地1<br/>京都市し尿前処理施設</p> <p>2 委託契約期間<br/>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>3 作業日及び作業時間<br/>し尿前処理施設の閉庁日（土曜日、日曜日及び年末・年始）を除く毎日午前9時から午後3時までの間で作業を実施すること。</p> <p>4 作業内容<br/>作業内容については、次に定めるものとし、詳細については本市と受託者との協議により決定する（清掃場所等は別紙参照）。<br/>清掃は土曜日、日曜日及び年末年始を除き実施する（年末年始の期間については事前にまち美化推進課と協議すること。）。</p> <p>(1) 日常清掃（毎日）<br/>1階トイレ（小便器1基、洋便器1基）、洗面台（1台）<br/>床面及び便器はブラシ等を使用して洗剤で洗浄する。<br/>洗面台はスポンジ等を使用して清掃する。<br/>必要に応じて、排水口の清掃、トイレットペーパー及び液体石鹼を補充すること。施設の状況により、清掃場所に固体石鹼と芳香剤の設置及び補充を指示することがある。</p> <p>(2) 日常清掃（週1回）<br/>基本的に毎週金曜日とするが、本市から指示がある場合はその限りではない。施設の状況により、各清掃場所に石鹼と芳香剤の設置及び補充を指示することがある。<br/>ア 2階管理室<br/>床面は掃除機等で清掃し、汚れがあればモップ等で除去する。<br/>シンク（流し台）はスポンジ等を使用して清掃する。<br/>イ 2階管理室トイレ（洋便器1基）</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>便器はブラシ等を使用して洗剤で洗浄する<br/>必要に応じて、トイレットペーパーを補充すること。</p> <p>(3) 定期清掃<br/>実施日時については、本市と受託者が協議のうえ決定する。<br/>年に2回、受入室の床、排水口、投入口及びマンホールの洗剤洗浄等を行う。壁面等その他の清掃が可能な箇所については、汚れが目立つ箇所について洗剤洗浄等を行う。<br/>コンクリート床 約9.2m<sup>2</sup>、投入口 2口</p> <p>5 清掃用具等<br/>(1) 本業務に必要な物品（清掃用具、薬品、洗剤、ごみ処理等）の調達は、受託者の負担において行うこと。<br/>(2) 清掃作業の実施に伴う光熱水費は本市が負担する。</p> <p>6 消耗品<br/>トイレットペーパー（めぐレット又は同等の古紙リサイクル品）、石鹼（液体、固体）、芳香剤の調達及び補充の経費については、受託者が負担すること。<br/>※ トイレットペーパーの1か月の使用量としては約15個を見込む。<br/>※ 芳香剤については、臭気を効果的に除去できるものを使用すること。</p> <p>7 履行確認<br/>受託者は作業終了後、清掃作業完了報告書を提出すること。</p> <p>8 委託料の支払い<br/>受託者は、本市に対し、委託料を請求するときは、1か月単位で行うものとする。この場合における請求金額は、契約金額の1/2分の1の金額とし、1/2分の1の金額に円未満の端数が生じる場合は、初回分に加算して支払うものとする。</p> <p>9 損害の賠償<br/>作業履行に関し生じた損害については、受託者において完全に修復するものとする。</p> <p>10 その他<br/>他の詳細については、本市と受託者で協議のうえ定める。</p> |
|--|--|